

茅ヶ崎市立病院無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、茅ヶ崎市立病院（以下、「病院」という。）及び床頭台運営事業者（以下、「事業者」という。）が患者へのサービス向上のために整備した無線LANによるインターネット接続サービス（以下、「サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用手続)

第2条 利用者は、この規約及び関係法令を遵守することに同意し、サービスを利用するものとし、本サービスの利用をもってこれらに同意したものとみなす。

(利用条件)

第3条 サービスの利用に係る費用は、無料とする。

2 サービスは病棟エリア及び一部の外来エリアで利用できるものとする。

3 サービスの利用可能時間は、24時間とする。

4 サービスに用いるスマートフォン等の通信機器、ソフトウェア、電源等は、利用者が準備するものとし、当該サービスを利用するために必要な設定は利用者で行うこととする。

5 利用者は、自らの判断・責任の下、本サービスを利用するものとする。

6 利用者は、周囲にいる者の迷惑とならないようサービスを利用するものとする。

(禁止事項)

第4条 利用者は、サービスを利用して次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 法令又は公序良俗に反する行為、またはこれらを掲載するサイトの閲覧

(2) 誹謗中傷、名誉毀損、侮辱その他他者に不快感を与える行為

(3) ファイル共有ソフトの使用その他大量のデータを送受信する行為

(サービスの中止)

第5条 病院は、自らが必要と認める場合は、予告することなくサービスの全部又は一部の提供を中止し、終了し、または変更することができるものとする。

2 病院は、利用者がこの規約で定める内容に違反した場合は、その利用者によるサービスの利用を予告することなく停止することができるものとする。

(免責)

第6条 病院及び事業者は、利用者がサービスを利用したこと、又は、利用できなかったことによって損害、支障等が生じた場合であっても、その原因を問わず、いかなる責任も負わないものとする。

2 病院及び事業者は、本サービスを利用して確認できる情報等について、明示又は黙示を問わず、その正確性、確実性、有用性、最新性、品質等につき、いかなる保証も行わないものとする。

3 病院及び事業者は、利用者が本サービスを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 利用者がこの規約に違反したことにより病院及び事業者が損害を被った場合は、その損害を利用者が負担するものとする。

(規約の変更)

第8条 病院は、利用者の承諾なしに、予告することなくこの規約を変更することができるものとする。

附則

この規約は、令和3年10月25日から施行する。

この改正は、令和4年3月28日から施行する。